

令和2年
第1回定例会

所信表明

(附提案説明)

尾鷲市

(登壇)

(はじめに)

それでは、令和2年度当初予算を含めた諸議案についての説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対しまして、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本市では、「第6次尾鷲市総合計画後期基本計画」のもと、「おわせ人(びと)づくり」を重点的な取り組みとしながら、政策分野全般を横断し、人口減少、高齢社会等に対応した施策を、総合的・一体的に進め、「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現に向け、尽力しているところであります。

市民の皆さまが、ふるさと尾鷲に誇りを持ち、自分たちのまちは、自分たちで守るといった「思い」、そして、市民の皆さまとともに、「豊かなまち-おわせ」を作り上げていくといった、活力ある気持ちを大切に、今後も、しっかりと施策に取り組む所存であります。

一方で、総合計画のもと、課題に対しあらゆる施策を展開し、果敢に取り組んでいるところでありますが、現計画期間も2年余りとなってまいりました。そこで、本市の新たな目指すべき将来都市像を掲げるため、新年度から、令和4年度を始期とする「第7次尾鷲市総合計画」の策定に着手してまいります。

加えて、新たな総合計画においては、将来のまちづくりの理念や目標、実現するための施策を新たに掲げることとなりますが、同時に、次期「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定など、新たな総合計画を中心とした関連計画の策定を併せて進めてまいります。

現在、本市においては、緊縮財政政策の実行を余儀なくされているところであり課題は山積していることから、より一層効率的、効果的な行政運営が求められております。

このことから、新たな総合計画、そして、関連計画の策定に全力で取り組む必要がありますが、現在の全ての施策について、昨年度

から推し進めております職員の働き方のキーワードである、「SAT（サット）、すなわち、スピード感を持って、アグレッシブ 積極果敢に、タイム 時間軸を持って取り組む。」を継続し、課題に対し全庁一丸となって邁進していく所存でありますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

（財政健全化）

それでは、個々の案件につきまして、その取り組みを説明いたします。

まず、財政健全化の取り組みについてであります。

本市の財政状況は、少子高齢化、人口減少等の影響により、主な自主財源である市税収入が引き続き減少傾向にあり、また、普通交付税についても令和3年度算定から国勢調査人口の減少による影響が見込まれることから、今後も厳しい状況が続くものと考えております。

昨年12月にお示しさせていただきました令和2年度以降5か年の財政収支見通しにおける各年度の収支差額と、財政調整基金等の残高見通しに鑑みると、5年間で少なくとも5億円の収支改善が必要と判断しており、このことから、先般の行政常任委員会において説明させていただきました財政健全化計画に従い、私自身が先頭に立って、より一層の行財政改革を断行し、継続的に財政の健全化に取り組んでまいり所存であります。

（公共施設等総合管理計画策定）

次に、「公共施設等総合管理計画」策定の取り組みについてであります。

本計画につきましては、市が管理する全ての公共施設等の今後の維持管理、更新に関する総合的な方針を示すものであり、普通会計、病院、水道事業会計を合わせた195施設、延べ床面積にしますと13万1,911.2平方メートルの公共施設、及び道路や水道管

などのインフラ資産について、現況と課題、今後の維持管理、更新等をおこなっていく上での基本的な方針を取りまとめたものであります。

この総合管理計画を基本として、令和2年度より各公共施設等について、個別管理計画の策定に着手し、長期的視点をもって、更新や統廃合、あるいは長寿命化対策などを計画的におこなうことで、財政負担を軽減、平準化し、将来にわたって持続可能な行政サービスが提供できるよう努めてまいります。

（遊休市有財産の処分について）

次に、遊休市有財産の処分についてであります。

このことにつきましては、庁内で組織する市有財産処理委員会において検討した結果、売却見込のある市有財産16件につきまして、市広報及びホームページにて情報発信し、お問い合わせ等をいただいた物件について必要経費を予算化し、公売していくという方針のもと、順次手続きを進めており、昨日、旧第三・第四保育園敷地における入札を実施したところであります。

今後につきましても、情報発信の結果、お問い合わせの多かった新田市営住宅敷地の測量作業を進めているところであり、令和2年度に、おいてこの新田市営住宅敷地及び旧野地乳児保育園敷地について不動産鑑定をおこない、公売に向けて進めていく予定であります。

また、尾鷲中央駐車場につきましては、先月より、広報及びホームページにおいて売却予定についての情報発信をおこなっており、購入等のお問い合わせの状況を判断したうえで、同様に公売に向け進めていきたいと考えております。

その他の物件につきましても、さらに情報発信に努め、歳入の確保につながるよう努めてまいります。

（おわせSEAモデル構想の推進）

次に、おわせ S E A モデル構想の推進についてであります。

現在、「おわせ S E A モデル協議会」におきましては、広大な発電所跡地の活用について、尾鷲の再生を担う重要な位置づけとし、ランドデザインのコンセプトのもと、「地産地消エネルギー」による産業の振興と雇用の創出、また、「自然豊かな尾鷲」の魅力を活かしての集客交流人口の増加に向け、取り組んでいるところであります。

協議会における S・E・A のそれぞれのプロジェクトにおきましては、事業の実現に向け鋭意検討を進めておりますが、なかでも、本市がプロジェクトリーダーとなる S 部門におきましては、発電所跡地を集客交流の拠点とするため、本市の持つ海、山、川といった豊かな自然、熊野古道をはじめとする観光資源を有意義に活用することとし検討を進めているところであり、親子 3 世代で楽しむことができる場づくりを、市民の皆さまとともに目指したいと考えているところであります。

現在、プロジェクト S におきましては、釣り桟橋、アクティビティ、宿泊関連事業といった短期、長期滞在型事業を中心に具体的な検討を進めているところであり、飲食、物販等の事業性評価を行いながら、本年 9 月を目途に基本計画の作成を進めてまいります。

一方で、「おわせ S E A モデル構想」によって発電所跡地を含む「尾鷲港」全体を取り巻く環境や役割が大きく変わろうとしており、県が策定している現在の「港湾計画」に大きく関わってまいります。

このことから、国、県、関係団体とも連携しながら、県策定の「港湾計画」の変更が必要とされる本市の長期的な構想である「尾鷲市港まちづくりビジョン」の作成を進めてまいります。

(防災対策)

次に、防災対策についてであります。

南海トラフ巨大地震が今後 30 年以内に、70 パーセントから 80 パーセントの確率で発生すると予測されている中、突発的に発生する地震・津波への備えを進めているところでありますが、これに

加えて、「半割れ」と言われる場合の対応が求められてきております。

南海トラフの概ね紀伊半島より東側もしくは西側で、大規模地震が発生した状態を「半割れ」と呼び、この状態となった場合、その後7日以内に反対側の震源域で、大規模地震の発生する危険性が非常に高まることになっております。

本地域での「半割れ」の状態となった場合、国から発表される「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を受け、事前避難対象地域に対し「避難指示（緊急）」を発令し、後発の地震・津波に備える対策を実施するとされたことから、本市の地域防災計画の修正を行ったところであります。

今後は、南海トラフ地震臨時情報の意味や備えるべき対策について、広報おわせやエリアワンセグ、防災講話等を通じ広く周知を図ってまいります。

次に、避難所における対策として、「尾鷲市避難所運営マニュアル」に基づき、住民主導による検討を重ね、尾鷲市福祉保健センター、賀田小学校及び賀田区避難所の運営マニュアルを作成いたしました。

しかしながら、現在のマニュアル整備進捗具合から、全避難所への整備には相当の期間が見込まれ、マニュアル未整備の状況で南海トラフ巨大地震が発生した場合の避難所運営に懸念が生じています。

このことから、各施設管理者とレイアウト等について協議し、一定程度の効果が期待できる暫定版の各避難所運営マニュアルの作成を進め、令和2年度中の全避難所への整備を目指すとともに、暫定版の各避難所運営マニュアルをより地域に即したマニュアルとなるよう、地域住民による検討を促進してまいります。

また、避難所における通信手段の確保を目的とした特設公衆電話の事前設置を進めており、コミュニティーセンターや各小学校など、主な避難所27施設への整備を令和2年度中に終えたいと考えております。

これは、南海トラフ地震・津波などの大規模災害の発生時に備え、避難所へ特設公衆電話を事前に設置しておき、避難所開設後、すぐに電話を利用できるようにしておくもので、被災者の安否の確認などに大きく寄与するものであります。

次に、防災情報や行政情報を迅速にお伝えするための防災行政無線につきましては、電波法の改正によりアナログ式の防災行政無線が使用できなくなることから、防災行政無線デジタル化整備工事を令和3年3月までを工期として実施しております。

津波浸水域を考慮した拡声局の配置や、使用可能な設備の再利用等の整備方針に基づき整備しており、工事期間中においても、防災行政無線放送が中断なく安定的に行えるよう進めてまいります。

いずれにいたしましても、市民の皆さま一人ひとりの自然災害の危険性の認識とそれに対する備えを心がけることが、本市の防災力・減災力の根幹となると確信しておりますので、引き続き様々な防災対策を推進してまいります。

（本庁舎の耐震改修工事）

次に、本庁舎の耐震改修工事につきましては、昨年9月26日の本契約締結後、毎月の打合せを重ね、今月から電気及び通信関係の迂回・移設工事を皮切りに、来月中旬を目途に地下から順番に着手する予定であります。

耐震改修工事にあたっては、通常業務を続けながらの工事となっていることから、来庁者の皆さまにご迷惑をお掛けすることのないよう安全対策を第一として進めてまいります。

そして、令和3年3月に工事が完了した後は、尾鷲ヒノキを耐震補強工法に積極的に活用した、地域のシンボリックな本庁舎として、市民の皆さまをお迎えしたいと考えております。

なお、工事スケジュールの詳細につきましては、本定例会における行政常任委員会にて説明させていただきます。

(感染症対策)

次に、感染症対策についてであります。

昨年12月に中国武漢市において、初めて報告された新型コロナウイルス感染症につきましては、本年1月16日に、国内第1例目が報告され、その後、1月30日には、政府が「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、県においては、1月30日に武漢市に滞在歴のある方が、県内1例目と確認され、「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置されました。

このような状況から、本市におきましては、翌日の1月31日から市ホームページ及びエリアワンセグにより、リアルタイムできめ細かい注意喚起や予防策の周知を行うとともに、本庁、福祉保健センター、中央公民館、各コミュニティーセンター等の公共施設に、「消毒液」、「マスク」、「注意喚起ポスター」を設置し、感染対策を講じてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、終息の気配が見えず、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が発生していることから、先月21日に、「尾鷲市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、感染予防の周知と感染が疑われた時の受診方法等について協議を行ってまいりました。

先月25日には、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が公表されたことを受け、翌26日に「第2回尾鷲市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、国が示した基本方針等に基づき、感染予防及び感染拡大防止対策について協議を行ったところでございます。

今後、急速な感染拡大を抑制し、流行を早期に終息させるためには、集団から集団への感染を防ぐことが極めて重要であり、徹底した対策を講じるべきであるとの判断から、本市が主催するイベント等につきましては、今月31日まで開催を自粛するとの決定をいたしましたので、市民の皆さまには、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(母子保健)

次に、母子保健についてであります。

本市では、子育て世代包括支援センター「はっぴい」を拠点に、母子手帳交付時より、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を、保健・福祉・医療等と連携を図りながら進めております。

出産後は、2か月頃までの母子を対象に全戸訪問し、産婦の体調回復への支援及び子育て支援に努めておりますが、新年度は、さらに、初期段階からの母子への支援を強化するため、出産後、2週間、1か月を目安にした産婦健康診査の実施により、母体の心身の回復や子育ての状況を把握し、医療機関と連携した支援の充実に努めてまいります。

また、地域で子育てを支援することを目的に、子育てサポーターと連携し、産前・産後の妊産婦や親子に寄り添うことができる居場所づくりに努めてまいります。

(高齢者保健福祉の推進)

次に、高齢者保健福祉の推進についてであります。

本市の高齢者保健福祉計画の基本理念に掲げる「いきいきと元気に住み慣れた地域でずっと安心して暮らせるまちづくり」を実現するために、現在、「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めております。

人口の4割以上が高齢者である本市におきましては、一人暮らしの高齢者や認知症の方が増えつつある中、安心して暮らせる住まいの確保や、医療や介護といった専門的なサービスだけではなく、スクエアステップやシルバー元気塾を始めとする介護予防への取り組みや、サロン活動など、地域における住民同士の助け合いの仕組みが重要となっております。

こうしたことから、昨年度より実施しております生活支援体制整

備事業におきまして、本市と社会福祉協議会・地域住民が連携し、地域の実情や特性に合った支え合いの仕組みを広げる取り組みを進めております。

事業の取り組みの一つであります「暮らしささえ合い塾」では、生活支援コーディネーターが中心となり、住民を対象とした講座を開催し、地域課題や住民同士の支え合いに対する理解を深めることを通じて、担い手となる地域ボランティアを育成しております。

九鬼地区をはじめ、大滝地区や梶賀地区におきましては、生活支援コーディネーターのサポートのもと、サロン活動や見守り訪問といった取り組みを、住民が主体的に行っている地区もあり、こうした住民同士の「互助」の仕組みを広げていくことが、地域包括ケアシステムを地域で支えようとする共生意識を高めることに繋がっていくものと考えております。

今後も、本市の地域包括ケアシステムを、総合的なまちづくり政策の一環と捉え推進してまいります。

一方、集落支援員事業においては、九鬼・三木浦・三木里・梶賀の4地区において、ゴミ出し支援や買い物支援などの活動を行っており、今後も地域を支える仕組みづくりの一環として活動を充実させてまいります。

また、高齢者施策の指針となる「尾鷲市高齢者保健福祉計画」につきましましては、令和2年度が3か年計画の最終年度となります。

次期計画につきましましては、紀北広域連合が策定する「第8期介護保険事業計画」と連携しながら、現計画の実績や課題を踏まえ、アンケート調査などを通じて市民の意向を反映するとともに、現在の高齢者福祉サービスの質を維持・向上させながら、新たな課題や多様化するニーズに対応できる仕組みづくりを目指し、策定に取り組んでまいります。

(障がい者福祉の推進)

次に、障がい者福祉の推進についてであります。

障がい者支援施策の基本指針となる「紀北地域障がい者福祉計画」及び「尾鷲市障がい福祉計画」につきましては、令和2年度が3か年計画の最終年度となります。

障害者総合支援法及び関係法令の改正や国等の協議事項を踏まえ、住み慣れた地域での生活が維持及び継続できるようサービスの確保、地域基盤の整備を行えるよう計画の見直しを行い、関係機関と協議・連携を図りながら取り組んでまいります。

（生活保障の確保）

次に、生活保障の確保についてであります。

生活保護制度に加え、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、引き続き尾鷲市社会福祉協議会と連携を図りながら、包括的な相談支援を行う「自立相談支援事業」、離職により住宅を失った場合に、家賃相当額を一定期間支給する「住宅確保給付金事業」など、生活が困窮している方の自立促進を図るための生活困窮者施策に取り組んでまいります。

（子ども・子育て支援の推進）

次に、子ども・子育て支援の推進についてであります。

核家族化や女性の社会進出による共働き世帯の増加、また、多様化する働き方により、子育て支援サービスの必要性が増してきており、一時預かり保育や地域子育て支援センター「ちびっこひろば」などの子育て支援サービスの提供や、保護者の状況や子どもの発達段階に応じた教育・保育サービスの充実を図ってまいります。

一方、発達の気になる子どもへの支援として、市内の幼稚園・保育園において、県が開発した支援ツールである「CLM（チェック・リスト in 三重）と個別の指導計画」を活用した支援を行うとともに、保健・福祉・教育が連携して幼稚園や保育園、小学校を巡回し、早期から成長過程に応じた途切れのない支援に取り組んでまいります。

また、新年度は、教育認定を受けた3歳児を保育園で受け入れる特別利用保育を実施し、地域の実情に応じた教育・保育サービスの提供に努めてまいります。

（尾鷲総合病院の維持・存続）

次に、尾鷲総合病院の維持・存続についてであります。

尾鷲総合病院は、地域の皆さんの安心な暮らしを守るため、「地域になくてはならない病院」として、維持・存続していかなければなりません。

尾鷲総合病院を維持・存続していくには、東紀州地域の人口減少や少子高齢化などの進展に伴う地域の医療需要に沿った、適切な医療提供体制を構築するとともに、経営の健全化を図っていく必要があります。

そうしたなかで、本年度は、「病院新改革プラン」の見直しを行っており、並行して健全化に向けた取り組みを進めてまいりました。

この結果、現時点における本年度の経常収支の見込みは、昨年度の経常赤字から経常黒字に転換する見込みとなっております。

令和2年度においても、「病院新改革プラン」に掲げたDPC制度への参加や地域包括ケア病棟の病床稼働率の向上などの具体的な取り組みを、引き続き着実に実行していくことにより、経営改善を図り、東紀州地域の中核病院として、地域の皆さまがいつでも安心して受診していただける病院づくりを目指してまいります。

（水産業・関連産業の振興）

次に、水産業・関連産業の振興についてであります。

本市で営まれる漁業は、沿岸、近海、遠洋漁業と多種にわたりますが、水産資源の状況悪化による生産量の減少に加え、消費者の魚離れなどによる魚価の低迷が続く中、漁業コストの高止まりなどにより、漁家経営は一層厳しさを増しております。

このような状況において、本市の水産振興施策につきましては、

漁場保全、資源管理などにより漁業生産が維持され、漁業従事者の確保、育成や漁業所得の向上につながる取り組みを積極的に進めるとともに、魚食普及や「おわせの魚」の情報発信などに取り組むこととしております。

さらに、水産事業再生プロジェクトにおきまして、具体的な方向性などを示し、取り組みを進めているところであります。

これまで、漁業者が積極的に取り組んでいる高鮮度保持技術の実践拡大を支援し、旬の地魚^{じざかな}の美味しさなどの定量化に取り組んでおります。また、副業、所得向上を目指した、「藻類・二枚貝養殖普及事業」につきましましては、区画漁業権の一部拡大によって、新たな漁業者が生産に着手されております。

漁業者の所得向上に向け、「おわせの魚」の美味しさや付加価値を高める工夫や情報発信などに取り組むとともに、生産性の向上や、他地区での実践拡大に向け、技術的支援などを図ってまいります。

次に、漁業就業者対策につきましましては、これまでに「尾鷲市漁業体験教室」の開催や、就業支援フェアなどを活用した就業希望者への情報発信やアプローチを続けております。

また、「早田漁師塾」につきましましては、漁村に密着し、漁業の現場や知識を体感、学べる機会を提供するための育成機関として、関係機関と行政が支援を行い、漁協と地区が主体となって運営を行っております。

この取り組みは、昨年、水産庁が公表した「水産白書」において、新規漁業就業者の確保、育成に向け、地域と行政等が一体となった取組事例として取り上げられております。

今後も受け入れから着業に至るまでの一連の過程において、漁業者、関係機関、地域の方々と一体となって取り組んでまいります。

「水産基盤整備事業」としましては、古江漁港の尾鷲アクアステーションに隣接する養殖用作業施設用地におきまして、商工観光課と連携を図り、みえ尾鷲海洋深層水を利用した陸上養殖を目的とした企業の誘致を行い、業者の選定をしたところであります。

今後、この用地を利用した新たな陸上養殖が運営されることにより、古江漁港及び賀田湾地域での水産業の振興と地域の活性化を図ってまいります。

水産基盤ストックマネジメント事業におきましては、漁港施設の老朽化とともに更新を必要とする施設が増加していることから、漁港施設機能保全計画に基づき、行野浦漁港の改修工事を行い、老朽化している施設の長寿命化に取り組むことで漁業活動の効率性向上を図ってまいります。

（農業・関連産業の振興）

次に、農業・関連産業の振興についてであります。

本市の農業は、農家の高齢化や担い手不足などにより、依然として厳しい状況であります。新たな農業者が増えてきており、本市の農業の発展に期待しているところであります。

このようななか、新たな農業振興の手段として、天満地区において、地域おこし協力隊に甘夏みかん等の栽培から商品開発による6次産業化等に向けた活動や、他の農業者との連携を図ることで、農業者の収入増加と地区や農業の活性化につながるものと期待しております。

さらに、今後の遊休農地の解消や地区の活性化等につなげるため、次世代を担う農業者となることを志している新規就農者に対して、就農意欲の喚起及び就農後の定着を図ることを目的とした「農業次世代人材投資事業」を継続実施してまいります。

また、引き続き急傾斜農地における営農活動、農地の保全や農道等の維持・管理の取り組みを支援することを目的とした「中山間地域等直接支払事業」や、農業の持つ自然環境の保全や美しい風景の形成といった多面的機能を確保していくことを目的とした「多面的機能支払事業」を実施してまいります。

次に、「農業基盤整備事業」としましては、老朽化により機能低下している「雨駄農業用水路」の改良を行い、農業用水の安定的供給

を達成するとともに大雨などの緊急時の安全かつ容易な放水を確保してまいります。

（林業・関連産業の振興）

次に、林業・関連産業の振興についてであります。

昨年、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目的とした、森林環境譲与税が創設されました。

このようななか、本市といたしましては、森林所有者から所有森林の経営管理についての意向確認を進めており、管理が行われていない森林については、市が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者につなげてまいります。

今後は、この制度により林業経営が行われる森林が増加することで、地域経済の活性化につながるものと期待しております。

次に、尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクトチームにおきましては、官民が一体となり営業活動することで、新たな販路拡大を目指し、本プロジェクトを推進しているところであります。

次に、市有林植付事業におきましては、「日本農業遺産」における保全計画に基づき、伝統的な尾鷲ヒノキ林業のモデル林を整備していくことで、普及・啓発に努めてまいります。

また、「急峻な地形と日本有数の多雨が生み出す尾鷲ヒノキ林業より産出された木材」として、昨年12月にマーク商標が登録され、本年2月にはこのマークを使用した尾鷲ヒノキの柱材等が市場へ初出荷されました。

今後につきましては、マーク商標の利用者を増やし、他地域との差別化や販路拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、「みえ森と緑の県民税市町交付金基本枠事業」を活用した取り組みといたしましては、住民の安全・安心な生活環境の構築を図るため、自治会や地区会などが事業主体となり危険木を緊急に伐採する費用の一部を補助する「人家裏等危険木伐採事業」を引き続き実施してまいります。

また、新たに追加された連携枠事業におきましては、山腹崩壊の発生源となる部分や土壌侵食の恐れがある溪流沿いの森林において、下層植生等の発達を促す森林整備を実施し、流域防災機能の強化を図ってまいります。

次に、「林道基盤整備事業」としましては、市内にある林道橋において老朽化が進んでいることから、橋梁長寿命化計画を策定し、予防保全型の補修工事を実施しており、新年度は林道口窄線及び林道矢ノ川線の橋梁老朽化に伴う修繕工事に着手してまいります。

また、近年の大雨等により林道大根須賀利線においては、法面の損傷が著しいことから、法面改良工事を実施することで通行車両の安全を確保し、林業施業の効率化を図ってまいります。

（おわせ魅力発信）

次に、おわせ魅力発信についてであります。

おわせ魅力発信につきましては、これまでの観光事業再構築プロジェクトでの検討を踏まえて、ウォーキングやトレイル、カヤック、釣りなどの「アクティビティ」や、浦々やまちなかの路地などに象徴される「町の魅力」、それを取り巻く「食の魅力」、また、15周年を迎えた世界遺産・熊野古道のより一層の活用などを中心に、「おわせ魅力発信」の戦略的な情報発信の観点から踏まえた観光商品づくりを進めてまいりました。

新年度におきましては、これまでに成果をあげることができたものをより推進していくこととし、なかでも本市の豊かな自然環境を活かした自然体験アクティビティは、今後の観光事業活性化にも大きな可能性を持つものと考え、体験プログラムの構築などに取り組んでまいります。

特に、昨年、宮之上小学校の児童が民間企業、団体、三重大学等から支援を受けて取り組みました、八鬼山市有林での自然体験プログラムにつきましては、「公益財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団」から全国の学校等に推薦したい活動であるという「推奨モデル

特別賞」に選ばれるなど大変高い評価を受け、今後、市内の小学生への体験はもとより、市外からの教育体験旅行等の誘致にもつなげることなど、関係者との協議を進めてまいります。

（商工業の振興）

次に、海洋深層水事業についてであります。

みえ尾鷲海洋深層水事業につきましては、地域内での利用の促進のためにモニタリング事業や尾鷲イタダキ市などでのPR活動を実施するとともに、県内事業者への売り込みや新規事業を予定している事業者へのアプローチを行うなど、市民だけでなく県内外へ積極的なPR事業を実施してまいりました。

このような事業推進に伴い、みえ尾鷲海洋深層水を利用した新商品の開発などの新しい動きが生まれ、市内外へのPR効果が表れたものと考えております。

今後も市内外を問わず、より多くの方にご利用いただけるよう、鋭意事業を進めてまいります。

次に、商工振興事業といたしまして、食の産業開発事業では新商品の開発をはじめ、ふるさと納税の返礼品として新しいアソート品を作り込むなどの事業を実施したほか、物産展やスーパーマーケットなどでの対面販売の実施など、あらゆる手法により販路開発を行ってまいりました。

また、販路拡大の手立てとして、県内外の道の駅や高速道路のサービスエリア・パーキングエリアへの積極的な売り込みを実施いたしました。

このようななか、「新名神高速道路・土山サービスエリア」での観光物産PRイベントの開催が今年29日に決定し、詳細な協議を実施してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け、参加者や関係者の健康・安全面を第一に考慮し、中止することとなりました。

なお、本事業に関しましては開催日を改めて協議し、本市の観光

物産のPRを実施するとともに、これらの実績を足掛かりとして、更なる販路拡大に向けた事業を進める一方で、インターネットでの販売促進に向けた事業を推進し、尾鷲観光物産協会などとも連携しながら、本市の商工振興を進めてまいります。

（観光業の振興）

次に、観光業の振興についてであります。

本年度は、熊野古道世界遺産登録15周年を記念した『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」と磐座信仰シンポジウム』を開催し、約800名にご参加いただき盛況のうちに終えることができました。

本シンポジウムでは、熊野古道の価値を再認識するとともに、当地に遺る名もなき聖地についての魅力を、発信することができ気運も高まったものと考えております。

また、年間主要行事である、「おわせ港まつり」「全国尾鷲節コンクール」「おわせ海・山ツデーウォーク」「尾鷲磯釣大会」の各イベントにおいても、集客交流に大きな成果が出たものと捉えております。

新年度は、「おわせ港まつり」が第70回、「全国尾鷲節コンクール」が第35回の周年大会となることから、更なる集客拡大に向けた取り組みを、関係団体をはじめ市民の皆さまにもご協力いただきながら、市内外の皆さまに楽しんでいただけるイベントの開催につなげてまいります。

（学校教育の充実）

次に学校教育の充実についてであります。

本市における本年度の全国学力学習状況調査の結果であります。が、小学校国語科では「目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、文章で表現すること」、算数科では「文章から必要な数量を選び立式すること」、また、中学校国語科では、「相手にわかりやすく伝わる表現について考えること」、数学科では「問題解決の方法を数学的に

説明すること」、英語科では「まとまりのある英語を聞いて、話の概要を理解すること」などが課題として挙げられております。

これらの課題解決のために、三重県教育委員会教育支援事務所の協力も得ながら、日々の授業実践の改善や、算数科での習熟度別学習なども取り入れ、一人ひとりの課題に応じた指導方法や教材の工夫などについて取り組みを進めてまいりました。

本年1月22日には、小学校4・5年生で三重県教育委員会スタディチェックが実施され、その結果を見ると算数科ではこれまでよりも成績が上がり、取り組みの成果が見られました。

今後も子どもたちの学力向上を目指して、様々な取り組みを進めてまいります。

また、新年度より小学校では「社会に開かれた教育課程」の実現をめざした、新学習指導要領の本格実施が始まります。

3・4年生での外国語活動や5・6年生では教科としての外国語、その他にもプログラミング教育などが導入されますが、移行期間中の準備も含め、各校での取組状況を把握しながら、効果的な実践が進められるよう努めてまいります。

(学校における教育環境整備)

次に、学校における教育環境の整備についてであります。

新年度から始まる新学習指導要領には、プログラミング教育が必須化されるなど、情報活用能力を言語能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けるとともに、学校においてICT環境を整え、それを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されております。

このことから、本市におきましても学校ICT環境を整える必要があることから、「尾鷲市学校ICT環境整備計画」に基づき、本年の8月末日を目途に各学校に整備できるよう、進めてまいります。

ICTの活用は、子どもたちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業や子どもたちの論理的思考を育む上で効果的であり、

確かな学力の育成に資するものであります。

そのためには、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するための必要な環境を整えることが重要であり、これらを効果的に活用した学習環境づくりに努めてまいります。

(幼児教育のあり方)

次に、幼児教育のあり方についてであります。

尾鷲幼稚園での3年保育の実施につきましては、議会において陳情書が採択されたこと、また、6,358人の市民の皆さまが署名されたことにつきましては、大変重く受け止めております。

署名されました多くの方々の思いにお応えすることができず、申し訳なく思っております。

先般、要請のありました尾鷲幼稚園PTAの皆さまへは、現在、3年保育を希望されている方がきわめて少人数であり、将来に渡っても、多少の増減はあるものの多くは見込めないことから、3年保育の実施はしないこととご回答申し上げます。

併せて、近い将来、尾鷲幼稚園の存続そのものが危ぶまれる状況であることなどを勘案して、尾鷲幼稚園のあり方についても、多くの議論を重ね検討してまいりました。

幼児の数そのものが減少傾向にあること、子育て期にある母親世代の就業率も高まる中、保育園希望者が多数であり、今後もその傾向は続くものと考えております。

こうした幼児数の予測と幼児教育の将来展望を同時に考え、検討していくことが、今の尾鷲市にとって重要であると考えます。

そして、幼児教育の重要性を十分に認識したうえで、すべての子どもたちが等しく教育・保育を継続的に受けられるよう、認定子ども園の設置を考えました。

今後、認定子ども園設置につきましては、保護者の皆さま、議員の皆さま、また市民の皆さまにご理解いただけるよう十分に説明さ

せていただき、設置の目途が立った段階で、尾鷲幼稚園をどうしていくかは、議会において十分にご議論いただきたいと存じます。

尾鷲幼稚園のあり方につきましては、ご意見やご質問を数多く頂戴しており、今後、様々な機会を捉えて説明申し上げ、本市の幼児教育がどうあるべきかを考えてまいります。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(生涯教育の推進)

次に、生涯教育の推進についてであります。

本市における生涯教育は、尾鷲の自然や歴史・文化、人材など、地域資源を活用しながら、各種の生涯教育に関する情報提供や、発表の場の提供を行っております。

この考えを基軸として、社会教育団体活動支援や中央公民館を中心とした講座、サークル活動支援などの事業を展開しております。

また、県の補助金を活用し、次代を担う子どもたちを対象として、放課後子ども教室「いきいき尾鷲っ子」において、地域の自然や文化にふれながら様々な体験講座を開催することで、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりと子どもたちが自ら考える力や豊かな心を育むことを支援してまいります。

加えて、国の地方創生推進交付金を活用し、本市の自然や地域コミュニティの豊かさなどを活かした、都市部にはない「教育・学び」の観点から、地域の子育て支援団体や人材サポーターの皆さんと連携しながら、関係各課協働で、子育て世帯を対象とした子育て支援イベント「子育てHAPPY DAY」を継続して開催することで、本市における子育ての魅力を発信してまいります。

このように国や県の事業も活用し、公民館、図書館、天文科学館、郷土室など、それぞれの分野の専門性を生かした事業を進めるとともに、関係機関、団体、サークル等とも連携を図りながら、生涯教育の充実を推進してまいります。

(生涯スポーツの推進)

次に、生涯スポーツの推進についてであります。

「尾鷲市スポーツ推進計画」の基本理念である「だれもが楽しめるスポーツの振興 ～スポーツはみんなのもの やろらい尾鷲～」に基づき、関係団体等と連携し、生涯スポーツの推進を図ってまいります。

来年に県で開催される「三重とこわか国体・三重とこわか大会」については、本大会の尾鷲市実行委員会において、各専門委員会で決定した基本計画をもとに実施に向けて動き出すため、市職員を委員とする実施本部を立ち上げ、関係各課で連携を図りながら、効率的、効果的な業務運営を図ってまいります。

本市における国体の正式競技であるオープンウォータースイミングにつきましては、毎年夏に開催される「オープンウォータースイミング三重オープン」の新年度の大会を国体に向けてのリハーサル大会と位置付け、国体本番の円滑な開催準備、運営につなげてまいります。

また、デモンストレーションスポーツにつきましては、気軽に楽しんでいただけるスポーツとして普及・推進を図るため、新年度に本大会に向けた準備大会を予定しております。

一方、本年は、オリンピックイヤーでもあり、4月には、オリンピック聖火リレーにおいて、本市の2名の方が三重県実行委員会枠の聖火ランナーとして走られます。

また、本年8月には、パラリンピック聖火への取り組みとして、東紀州くろしお学園おわせ分校と連携し、市内の障がい者支援施設のご協力もいただきながら、採火イベントの実施に向けて計画を進めているところでございます。

(獣害対策)

次に、獣害対策についてであります。

本市の獣害対策については、獣害パトロール員による活動や、猟友会尾鷲支部の協力のもと、捕獲による積極的な頭数管理を実施してきたことで、被害報告の減少などがみられますが、耕作地の増加に伴い、新たな獣害柵が設置されたことなど、より被害を軽減するために獣害対策を継続する必要があります。

そのため、引き続き獣害パトロール員を雇用し、有害鳥獣への防除指導や、被害多発地域での追い払い、緊急的な捕獲活動などにより、即時に対応できる体制を継続してまいります。

また、ニホンジカ、イノシシ及びニホンザルの捕獲に際して、国の補助金及び「尾鷲みどりの基金」を活用した報償金制度を継続し、引き続き猟友会尾鷲支部の協力のもと捕獲強化をおこない、より農林業被害や生活環境被害などの軽減を図ることで、粘り強い対策をしてまいります。

さらに、被害が多いため追い払い活動などを検討している地区におきましては、専門家を招いた獣害対策研修会などを実施することで、行政と住民が連携した効果的な被害軽減対策を引き続き進めてまいります。

（都市基盤整備）

次に、都市基盤整備についてであります。

本市の都市計画につきましては、その将来像や土地利用、都市施設整備の方針などを取りまとめた「尾鷲市都市マスタープラン」を平成22年に策定いたしました。その後、概ね10年が経過し、本市を取り巻く社会情勢や都市環境に変化が生じていること、さらには、中部電力尾鷲三田火力発電所の跡地利用を含め地域の活性化につながるまちづくりを、より一層進める必要があることから「尾鷲市都市マスタープラン」の見直しを進めてまいります。

今後、上位計画である「三重県都市計画区域マスタープラン」や現在進めております「おわせSEAモデル」構想の検討状況等も考慮しながら、具体的な見直し作業に取り組んでまいります。

次に、主要な都市基盤整備事業についてであります。

東紀州地域の道路ネットワークの根幹となる近畿自動車道紀勢線につきましても、本年度に紀宝熊野道路の新規事業化や熊野道路の工事着手など、紀伊半島一周道路の実現に向けて着実に事業が進められているところですが、現在、本市において工事が進められている熊野尾鷲道路Ⅱ期事業につきましても、本年1月25日に事業区間で最長の尾鷲第4トンネルの貫通式が挙行され、令和3年に開催される「三重とこわか国体・三重とこわか大会」に先だつての開通目標に向けて、大きく弾みをつけるものであると考えております。

当地域にとって、近畿自動車道紀勢線の整備は、大規模災害発生時の「命の道」としてだけでなく、経済や地域の活性化や高度医療施設との連携強化などの様々なストック効果が期待される場所であり、本市といたしましても、この道路完成後のストック効果を最大限に活用できるよう取り組みを進め、地域の活性化に結び付けてまいりたいと考えております。

次に、本市における重要な幹線道路の一つとして、県において整備が進められる都市計画道路「尾鷲港新田線整備事業」についてありますが、事業に伴う折橋墓地移転に関しましては、先の行政常任委員会において説明をさせていただきましたとおり、当初計画していた移転予定地については関係者の方々の意向等を考慮した結果、新たに小原野^{こたに}小谷地区を移転候補地として選定いたしました。

今回の選定に際し、移転候補地としていた土地の所有者及び折橋墓地の墓石管理者の方々に対し、ご心配とご迷惑をおかけしたことを踏まえ、今後、尾鷲港新田線が可能な限り早期に供用ができるよう、新たな移転候補地において、遅滞なく移転事業が進められるよう取り組んでまいります。

(空家等対策)

次に、空家等及び空地に関する対策についてであります。

本市におきましては、人口減少に伴い、空家等及び空地が増加しており、これらが管理不全な状態となることが問題となっております。

このことから、空家等及び空地の所有者及び管理者に、自らの責務において、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適正な管理に努めることを認識していただく必要があります。

このことから、新年度より「尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例」を施行するとともに、尾鷲市空家等審議会を設立してまいります。

審議会においては、空家等対策特別措置法に定める特定空家を認定するための基準を定めていくとともに、既に管理不全状態となっている空家等及び空地への対処方法について審議し、適正な管理状態につなげてまいります。

(広域ごみ処理の推進)

次に、広域ごみ処理の推進についてであります。

広域ごみ処理の推進につきましては、ごみ焼却施設を広域で整備することで建設費用や維持管理費等の負担を軽減できることが関係市町における共通認識であり、昨年4月には東紀州5市町の一部事務組合設立準備会を設置し、関係市町が連携して一部事務組合の設立に向けて検討を進めてまいりました。

現在、建設予定地の選定については、発電所構内の定期点検用地と燃料基地用地に加え、燃料基地用地の丘陵地部分も含めて検討しているところであります。

今後、検討結果をお示しし、関係市町や議員の皆さまの用地選定に対するご意見を踏まえた上で、一部事務組合設立準備会として建設予定地を確定してまいりたいと考えております。

また、新たなごみ処理施設を早期に整備するためにも、一部事務組合を令和2年中に設立したいと考えており、一部事務組合設立準

備会において十分な調整・協議を行いながら事業を進めてまいります。

（良好な生活環境の保全）

次に、良好な生活環境の保全についてであります。

本市では、昨年12月に「災害の防止」と「生活環境の保全」を目的とした「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を公布し、本年4月1日より施行します。

この条例の許可を要する要件は、1,000㎡以上3,000㎡未満の土砂等の埋立て等を行う行為を対象としておりますが、三重県においては、3,000㎡以上の大規模な土砂等の埋立て等の行為を対象とした条例が本年4月1日から施行されます。

このことにより、条例施行後には、本市で行われる一定規模以上の埋立て等の行為における土砂等の安全性が事業開始前に確認することができ、埋立て等の行為中においても環境上の安全性を確認し、また、防災上においても一定の構造基準を設けることから、市民の安全・安心で快適な暮らしが守られるものと考えております。

今後につきましては、条例の適正な運用にあたり、県からは技術的な支援を賜るとともに、種々協議させていただきながら、近隣市町も含め連絡調整を密に連携し、監視や指導体制の充実に努めてまいります。

(提案説明)

続きまして、今回提案しております議案等について説明いたします。

議案書の表紙の次のページをご覧ください。

このページは提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第1号から諮問第1号までの30件としております。

議案の内訳といたしましては、条例の制定及び一部改正等が12件、予算関連が10件、その他が7件、諮問が1件であります。それでは、各議案等について説明いたします。

1ページをご覧ください。

議案第1号「尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」につきましましては、東紀州5市町で構成されている東紀州地域振興公社には構成市町から職員を派遣していますが、同公社が本年4月1日から一般社団法人となることに伴い、引き続き職員派遣ができるよう条例を整備するものであります。

次に、5ページをご覧ください。

議案第2号「尾鷲市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の制定について」につきましましては、自治体が所有する行政財産は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政目的の達成を妨げない範囲での使用を認め、使用許可により対応していますが、道路や公園、漁港など条例として認めがあるものを除き、行政財産の目的外使用時における使用料の取扱いについては、準用する基準が各所管課において統一されていないため、必要な事項を定めるものであります。

次に、8ページをご覧ください。

議案第3号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」につきましましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布により、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責条項が新設されたことに伴い、地方自治法第243条の2が、第243条の2の2に繰り下

げられるため、同条を引用している尾鷲市監査委員条例の一部を改正するものであります。

次に、10ページをご覧ください。

議案第4号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」につきましては、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は制度導入前の任用形態や任用手続きが自治体により様々であったため、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行える旨の総務省通知による所要の改正であります。

次に、12ページをご覧ください。

議案第5号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」につきましては、本市の厳しい財政状況を鑑み、市長及び教育長の給与について減額措置を講じていますが、その減額期間を規定する元号を改正するものであります。

次に、14ページをご覧ください。

議案第6号「職員の給与に関する条例の一部改正について」につきましては、独自の人事委員会が存在しない本市にあっては、例年、国の人事院勧告に準拠して給料表及びその他諸手当の改正を行ってきましたが、令和元年人事院勧告につきましては本市財政の状況を鑑み、昨年同様12月議会への上程を見送りました。

しかし、近隣自治体との給与格差は、職員のモチベーションの低下や人材確保にも影響が出る恐れもあることから、令和元年人事院勧告を令和2年4月1日適用で準拠し、本条例を改正するものであります。

改正内容といたしましては、民間と格差のある行政職初任給を1,500円、看護職初任給を1,700円引き上げ、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸についても平均で0.1%の改定率とするものであります。

また、期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を4.50月とするための改正であります。

実施時期といたしましては、人事院勧告の平成31年4月とせず、令和2年4月1日とするものであります。

次に30ページをご覧ください。

議案第7号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、会計年度任用職員についても議案第6号同様、人事院勧告を適用するための一部改正であります。

次に、50ページをご覧ください。

議案第8号「尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、改定後の地方公務員法第22条の2第1項第2号では、フルタイムの会計年度任用職員については常勤職員と同様、給料、手当及び旅費が支給対象であることが明確化されたことに伴い、報酬が支給される職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の補償基礎額に係る規定を新たに整備するため、同条例の一部を改正するものであります。

次に、52ページをご覧ください。

議案第9号「尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」につきましては、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改正されることから、同法の条項を引用する本市条例について所要の改正を行うものであります。

次に、54ページをご覧ください。

議案第10号「尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」につきましては、条例に規定する診療科目名の変更で、担当医師の退職により不在となっている「呼吸器外科」を削除し、日本神経学会において変更となった「神経内科」を「脳神経内科」に名称変更するため、同条例の一部を改正するものであります。

次に、５６ページをご覧ください。

議案第１１号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について」につきましては、所期の目的を達成しており、対象となる職員や債務が今後において発生することがないことから同条例を廃止するものであります。なお、同条例を廃止しても当時の免除が有効である旨を附則において経過措置として規定するものであります。

次に、５８ページをご覧ください。

議案第１２号「尾鷲市公共下水道事業特別会計条例の廃止について」につきましては、これまで地方債の償還のみ出納される会計となっていましたが、令和元年度をもって地方債が完済されたことに伴い、本特別会計を廃止するものであります。

次に、６０ページをご覧ください。

議案第１３号「令和２年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から６９ページの議案第２２号「令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第３号）の議決について」までの１０議案について説明いたします。

（予算編成方針）

本市の財政状況は、平成３０年度決算における経常収支比率が県下１４市中で下から３番目の９８．２％となるなど、財政の硬直化と財政運営の困難さが拡大しております。

歳入面においては、昨年度の市税収入では、国全体の地方税収が増加傾向であるのに対し、本市では、人口減少、地域経済の低迷等により収入額は減少しております。今後の見通しにおいても減収が見込まれているところであります。また、地方交付税については、国の地方財政計画において前年度規模は確保されておりますが、地方の安定的な行財政運営に必要な総額が確保されるかは、予断を許さない状況にあります。

一方、歳出面においては、社会保障関係経費や公債費などの義務的経費が高い水準で推移することが見込まれ、財源不足の更なる拡大が危惧されております。

これらの状況を踏まえ、本市が公表した今後5か年の財政収支見通しにおいて、令和元年度当初予算一般財源比で最低1億円以上の改善を目標額と定め予算編成を進めてまいりましたが、制度的要素の強い新規事業等の増加により、財政調整基金等の取崩額が見通しより増える結果となりました。

こうした厳しい財政状況ではございますが、将来にわたって持続可能な行財政運営の確立を図るため、財政健全化計画に基づき、歳入確保及び徹底した歳出抑制に努め、従来の事業構築、予算形成にとらわれることなく、財政の健全化に邁進する所存であります。

本予算については、これまでに積み重ねてまいりました様々な収支改善策により、若干の成果が見え始めているものの、目標とする水準にはまだまだ遠く、将来にわたって安定した行財政運営を目指す過程において、言わば「道半ば予算」であると感じているところであります。

(当初予算の規模)

それでは、令和2年度当初予算について説明いたします。

お手元に配付の「令和2年度当初予算主要事項説明」の1ページをご覧ください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比4.1%増の98億4,431万円、特別会計の国民健康保険事業会計は、4.2%減の23億2,436万8千円、後期高齢者医療事業会計は、5.7%増の6億4,435万1千円、公共下水道事業会計につきましては、公共下水道整備事業債の償還が、令和元年度を以て全て完了したことから皆減、企業会計においては、病院事業会計で、0.4%減の50億158万7千円、水道事業会計で、1.1%減の8億3,5

85万7千円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比1.6%増の186億5,047万3千円とするものであります。

(歳入予算の状況)

次に、一般会計歳入予算の主なものについて説明いたします。

2ページをご覧ください。

1款、市税については、法人税割の税率改正による法人市民税の減、家屋課税分の減少による固定資産税の減により、前年度比2.6%減の18億9,496万7千円を計上しております。

2款、地方譲与税については、令和元年度において創設された、森林環境譲与税の増額により、前年度比26.8%増の6,338万円を計上しております。

3款、利子割交付金から5款、株式等譲渡所得割交付金までは、過去の歳入実績、景気動向等を勘案し、前年度と同額を計上しております。

6款、法人事業税交付金については、地域間の税源偏在性の是正を目的とした税制改正により、法人市民税法人税割の税率が引き下げられ、新たに法人事業税の一部が県から交付されることとなったため、1,421万2千円を計上しております。

7款、地方消費税交付金については、消費税率の改定による増額を見込み、前年度比9.3%増の3億5,100万円を計上しております。

8款、環境性能割交付金については、昨年10月に創設された自動車税環境性能割に係る交付金が平年度化されることにより、前年度比127.7%増の777万4千円を計上しております。

9款、地方特例交付金については、令和元年度に限り交付された幼児教育の無償化に係る子ども・子育て支援臨時交付金分を減額し計上しております。

10款、地方交付税は普通交付税で、基準財政需要額において、過去の算定実績などを勘案し、個別算定経費及び公債費の増額を見

込み、普通交付税で1億8,900万円の増額、特別交付税は前年度と同額を見込み、地方交付税総額で5.3%増の37億3,200万円を計上しております。

12款、分担金及び負担金は、幼児教育の無償化による、現年度分保育所入所保護者負担金等の減により7,913万7千円を計上しております。

14款、国庫支出金は、児童保護措置費負担金3,207万8千円の増額、社会資本整備総合交付金2,974万2千円の増額などにより、前年度比8.1%増の9億2,158万4千円を計上しております。

15款、県支出金は、水産物供給基盤機能保全事業費補助金、1,005万円の増額、国勢調査交付金、1,222万5千円の追加などにより、前年度比7.3%増の6億856万4千円を計上しております。

17款、寄附金は、ふるさと応援寄附金の増額を見込み、1億5,000万円を計上しております。

18款、繰入金は、財政調整基金繰入金で3億3,060万6千円、減債基金繰入金で1億3,500万円、ふるさと応援基金繰入金で1億1,099万2千円、都市計画事業基金繰入金で1億3,000万円の7億5,285万9千円を計上しております。

20款、諸収入は、折橋墓地移転事業に伴う補償料の減少などにより、9%減の1億2,452万4千円を計上しております。

21款、市債は、本庁舎耐震改修事業債、防災行政無線デジタル化事業債等の増加により、29.4%増の9億6,810万円を計上しております。

(歳出予算の状況)

次に、一般会計歳出予算の主なものについて説明いたします。

4ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比3.8%増の46億4,878万2千円となっております。

先ず、人件費は、これまで物件費に計上されておりました、臨時的任用職員の賃金が、会計年度任用職員報酬等になることから、12.9%増の16億3,946万4千円を計上しております。

扶助費は、保育所運営費、児童手当の減額などにより、0.5%減の17億6,668万6千円を計上しております。

公債費は、過去に借り入れた地方債に係る利率見直しなどによる利子償還金の減により、0.5%減の12億4,263万2千円を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費は、尾鷲市都市マスタープラン見直し業務委託料1,390万円、学校ICT環境機器借上料1,159万6千円等が追加となったものの、地方自治法施行規則が改正され、歳出予算の節の区分のうち、7節賃金が廃止されることから、臨時雇賃金2億709万5千円の皆減などにより、9%減の15億1,873万9千円を計上しております。

補助費等は、流域防災機能強化対策事業補助金900万円の追加、三重紀北消防組合負担金で1,392万7千円の増額などにより、3.5%増の12億5,803万6千円を計上しております。

積立金は、みえ森と緑の県民税市町交付金基金積立金148万7千円の追加、ふるさと応援基金積立金で3,000万円の増額により、1億5,148万7千円を計上しております。

繰出金は、公共下水道事業特別会計繰出金で62万6千円の皆減となったものの、紀北広域連合負担金で621万1千円、後期高齢者医療事業特別会計繰出金で1,324万6千円の増額などにより、2%増の11億3,471万7千円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費は、補助事業費で、農山漁村地域整備交付金事業費、水産基盤ストックマネジメント事業費の増額などにより、49.1%増の1億8,034万2千円を計上、単独事業費で、本庁舎耐

震改修工事請負費、防災行政無線デジタル化整備に係る工事請負費の増額などにより、36.5%増の8億4,496万円の計上となり、総額で33.4%増の10億6,353万6千円を計上しております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

19ページをご覧ください。

これにつきましては、新年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

(特別会計)

続きまして、特別会計について説明いたします。

20ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費の減少見込みなどにより、対前年度比4.2%減の23億2,436万8千円を計上しております。

次に、21ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合負担金の増額などにより、5.7%増の6億4,435万1千円を計上しております。

(企業会計)

続きまして、企業会計について説明いたします。

病院事業会計につきましては、対前年度比0.4%減の50億158万7千円を計上しております。

業務の予定量は、入院患者数が1日平均186人、年間延べ6万7,918人、外来患者数が1日平均381人、年間延べ9万2,472人を見込んでおります。

22ページをご覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、収入で45億459万1

千円、支出で42億8,985万7千円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入で3億5,323万2千円、支出で4億9,699万6千円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億4,376万4千円は、一時借入金で措置するものとしております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

電子カルテシステム更新事業は、令和3年度に保守契約の継続ができなくなる現システムの更新を図る事業で、期間を令和3年度、限度額を3億3,000万円とするものであります。

学資貸与金は、期間を令和3年度から令和6年度まで、限度額を1,740万円とするものであります。

また、薬剤師奨学金返還支援助成貸付金は、期間を令和3年度から貸付対象奨学金の返還が満了する日または貸付総額が540万円に達するいずれか早い日までとし、限度額を1,080万円とするものであります。

次に、23ページをご覧ください。

水道事業会計につきましては、対前年度比1.1%減の8億3,585万7千円を計上しております。

業務の予定量は、給水戸数9,238戸、年間総給水量348万9,558立方メートル、一日平均給水量9,560立方メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入は5億1,292万6千円、支出は5億1,498万7千円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入は7,295万9千円、支出は3億2,087万円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億4,791万1千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

(補正予算)

続きまして、令和元年度補正予算について説明いたします。

今回の補正予算は、事業費の確定等による減額補正が主なものであります。

それでは、お手元に配付の「令和元年度一般会計補正予算（第8号）主要事項説明」の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で3,432万5千円を減額し、国民健康保険事業会計で846万5千円、後期高齢者医療事業会計で1,953万1千円を追加、病院事業会計では、歳入で843万1千円、歳出で959万4千円をそれぞれ減額し、水道事業会計では、歳入で250万5千円、歳出で1,179万5千円をそれぞれ減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を190億655万4千円とするものであります。

先ず、一般会計から説明いたします。

2ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

1款、市税2,991万5千円の増額は、市民税及び固定資産税において、現在の収納状況に鑑み、当初の見込みより調定額の増額を見込んだことなどによるものであります。

9款、地方特例交付金3,119万円の減額は、幼児教育無償化にかかる、国・県支出金との配分割合の確定に伴う、子ども・子育て支援臨時交付金見込みの修正であります。

12款、分担金及び負担金255万1千円の増額は、保育所入所保護者負担金の増加見込みによるものであります。

14款、国庫支出金552万7千円の増額は、幼児教育無償化にかかる児童保護措置費負担金配分割合の確定により2,200万7千円の増額、販売見込件数の減によるプレミアム付商品券事業費補助金1,493万5千円の減額が主なものであります。

15款、県支出金2,530万5千円の減額は、地籍調査補助金等の事業費の確定、参議院議員選挙執行委託金の精算等によるものであります。

17款、寄附金5万4千円の増額は、社会福祉寄附金として、市内の1団体からご寄附いただいたものであります。

18款、繰入金1,568万2千円の増額は、三重県後期高齢者医療広域連合の前年度精算に伴う、後期高齢者医療事業会計繰入金の増額であります。

20款、諸収入5,840万2千円の減額は、プレミアム付商品券販売収入の減額が主なものであります。

21款、市債2,620万円の増額は、事業費の確定による減額と、過疎対策事業債ソフト分として1,940万円の追加が認められたことなどによるものであります。

次に、歳出であります。3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

ほとんどの事業において、事業費の確定等に伴う減額補正でありますので、主に増加したものについて説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

各款共通の人件費の特別職で、副市長の退職に伴い169万5千円の増額、一般職で、途中退職による給料、職員手当等750万9千円の減額が主なものであります。

総務費の財産管理費では、今回の事業費の確定等に伴う減額に基金運用収入を加えた1億2,939万3千円を財政調整基金に、当初予算において都市計画事業基金を充当しておりました事業費の確定に伴う積戻し分に、基金運用収入を加えた691万6千円を都市計画事業基金に積み立てるものであります。

5ページをご覧ください。

農林水産業費の管理費では、会計年度任用職員への任用替えに伴う、市有林作業員4名分の特別賃金として、市有林管理事業792万円の増額が主なものであります。

6ページをご覧ください。

土木費の道路維持費では、社会資本整備総合交付金事業における翌年度事業の前倒しにより、工事請負費1,545万7千円の増額、

砂防費では、急傾斜地崩壊対策事業における事業量の増加による、急傾斜地崩壊対策地元負担金 8 4 0 万円の増額であります。

続きまして、繰越明許費補正について説明いたします。

7 ページをご覧ください。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、梶賀第一トンネル長寿命化修繕事業、3 項河川費、急傾斜地崩壊対策事業につきましても、年度内での事業実施が困難である為、それぞれ繰越事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

いずれの事業につきましても、入札等による事業費の確定により、限度額をそれぞれ変更するものであります。

続きまして、特別会計について説明いたします。

8 ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましても、8 4 6 万 5 千円を増額し、歳入歳出予算総額を 2 4 億 7, 7 9 2 万 2 千円とするものであります。

歳入では、1 2 月までの実績等の精査により国民健康保険税 2 6 0 万 3 千円の増額、受診勧奨等、対象事業の増加等による特別調整交付金の追加など県支出金が 8 5 6 万 3 千円の増額、出産育児一時金等繰入金の見込みの減による、繰入金 2 7 1 万 8 千円の減額が主なものであります。

歳出では、出産育児一時金の見込みの減などによる保険給付費 3 7 8 万円の減額、事業費確定による保健事業費 1 4 3 万 1 千円の減額、財政調整基金積立金 1, 4 1 7 万 4 千円の増額が主なものであります。

次に、9 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、1, 9 5 3 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算総額を、6 億 3, 6 2 9 万 4 千円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料 8 6 7 万円の増額、後期高齢者医療の事業運営及び基盤安定負担金等の見込み額確定に伴う、一般会計繰入金 4 8 2 万 1 千円の減額、療養給付費市町負担金前年度精算金により諸収入 1, 5 6 8 万 2 千円の増額であります。

歳出では、額の確定に伴う、広域連合負担金 3 8 4 万 9 千円の増額、前年度療養給付費の精算による、一般会計繰出金の増に伴う諸支出金 1, 5 6 8 万 2 千円の増額であります。

続きまして、企業会計について説明いたします。

1 0 ページをご覧ください。

病院事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、医業収益 1, 1 7 3 万円の減額で、実績に基づき健診収益 4 1 8 万 8 千円、その他医業収益 7 5 4 万 2 千円を減額するものであります。

支出では、医業費用 1, 3 5 7 万 7 千円の減額で、支払実績等に基づく給与費 7 5 0 万 2 千円の減額、医療機器に係る賃借料、使用料等の実績に伴う経費 4 9 9 万 4 千円の減額、研究研修旅費等の実績に伴う研究研修費 1 0 8 万 1 千円の減額であります。

医業外費用 2 4 2 万 7 千円の増額は、学資貸与金免除分 2 3 9 万 9 千円の増、控除対象外消費税 3 2 万 8 千円の増が主なものであります。

また、資本的収入及び支出における収入では、医療機器整備事業に係る企業債で 1 5 0 万円の増額、学資貸与金返還金の増により投資返還金 1 7 9 万 9 千円の増額で、合計 3 2 9 万 9 千円の増額であります。

支出では、建設改良費 1 5 5 万 6 千円の増額は、医療器械購入費の増により資産購入費 3 9 3 万 8 千円増額、自動火災報知設備更新工事の入札差金に伴う、工事費 2 3 8 万 2 千円の減額であります。

続きまして、1 1 ページをご覧ください。

水道事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益が、無収給水に対する他会計負担金を 1 0 万 5

千円の増額、営業外収益は受取利息の増額及び他会計補助金の減額により5万2千円の増額であります。

支出では、営業費用が額の確定による委託料などの減額により、549万1千円の減額、営業外費用は企業債の支払利息の減額及び消費税納付額の増額により、97万円を増額するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、給水加入金、負担金の増額及び建設改良費の減額に伴う企業債の減額により、266万2千円の減額であります。

支出では、固定資産購入費及び上水道に係る工事請負費の建設改良費が減額となり、727万4千円を減額するものであります。

また、債務負担行為では、契約額の確定により、令和2年度から令和4年度までの水道窓口及び検針収納業務委託の限度額を8,448万円に減額するものであります。

次に、議案書に戻りまして、70ページをご覧ください。

議案第23号「第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について」につきましては、平成27年に策定した「尾鷲市子ども・子育て支援事業計画」が計画期間の終了を迎え、児童福祉法の改正による児童虐待防止対策の強化、加えて母子保健法の改正による子育て世代包括支援センターの設置義務など、市町村に求められる子育て支援策が拡大していることを受けて、本市の現状と課題を再度、分析、整理し、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とした「第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」を策定したいので、尾鷲市議会基本条例第9条第3号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、71ページをご覧ください。

議案第24号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」から、73ページの議案第26号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までの3議案につきましては、公の施設管

理の指定管理を行うにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者を指定する3施設ですが、議案第24号は、施設の名称が「尾鷲市コミュニティバス」、指定管理者は「三重交通株式会社」、指定の期間は令和3年3月31日までの1年間であります。

議案第25号は、施設の名称「輪内高齢者サービスセンター」、指定管理者は「社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会」、指定の期間は令和5年3月31日までの3年間であります。

次に、議案第26号、施設の名称「尾鷲市民文化会館」、指定管理者は「公益財団法人 尾鷲文化振興会」、指定の期間は令和5年3月31日までの3年間であります。

次に、74ページをご覧ください。

議案第27号「尾鷲市道路線の認定について」につきましては、法人からの土地の寄附に伴い、市内中川地内の市道路線の認定を行うにあたり、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、76ページをご覧ください。

議案第28号「尾鷲市道路線の変更について」につきましては、道路台帳更新業務において、市内北浦地内の市道「北浦2号線」の一部に空白部分が生じていることが判明され、その空白部分を解消するため同路線の起点を変更いたしたく、道路法第10条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第1号「尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」から議案第28号「尾鷲市道路線の変更について」までの28議案についての説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【降壇】

【登壇】

それでは、議案第29号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきまして、説明いたします。

議案書の78ページをご覧ください。

公平委員会委員3名のうち、「黒 久恭（くろ ひさやす）」氏の任期が、本年3月31日に満了となることから、「黒」氏の後任に「大藤 恒嗣（おおとう こうし）」氏を選任しようとするものであります。

同氏は、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有していることから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次ページに、経歴等を掲載していますのでご参照願います。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【降壇】

【登壇】

それでは、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして、説明いたします。

議案書の80ページをご覧ください。

本市の人権擁護委員は7名の委員で構成されており、その内、「直江 篤（なおえ あつし）」氏の任期が本年6月30日に満了となりますが、現委員であります「直江」氏は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があることから、引き続き委員として再任いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次ページに、経歴等を掲載していますのでご参照願います。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【降壇】